

令和2年10月1日

館林市第六次総合計画（案）

目 次

1	基本構想	P 2
	・ 将来都市像	P 4
	・ 基本目的	P 6
2	基本計画	P 8
	・ 安全と環境	P 10
	・ 福祉と健康	P 24
	・ 子育てと学び	P 42
	・ 経済と都市	P 58
	・ 行政経営	P 84

基本構想（案）

将来都市像

「里沼の息づく 持続可能で 強靱な 暮らしやすいまち 館林」

第五次総合計画におけるこの10年間は、全国各地において自然災害が多発した期間でありました。災害多発期に入ったともいえるこうした状況に備え、今後もより一層の水防災意識社会づくり、大規模地震に対する強靱なまちづくりが求められます。加えて、新型ウイルスなどを始めとする感染症対策においても、万全なリスク管理が重要になってきたといえます。

一方で、社会全体としては、人口減少化時代を見据えて、東京一極集中を回避でき、本市が持続できる人口規模を維持していけるよう、今後10年の対策を講じる必要があります。

そうした多くの課題を抱える中ですが、館林では令和元年に館林の「里沼」が日本遺産に認定されました。多くの沼を母胎に持つ館林が、長い歴史をかけて築いてきた、人と自然の調和した沼辺文化が、まさに評価されたものです。

四季折々の草花に彩られ、豊かな鳥のさえずりに耳をすまし、米麦の田園風景に目を潤されながら、館林の人々は日々、自然に心を抱かれています。先人から引き継がれた、美しい環境を、今後も保全しながら、自然との共生を図ってまいります。

郷土に誇りを持ち、地域の課題を共有できる、協働、共創、公民の連携によるまちづくりを進めるとともに、自然災害、環境問題、人口問題、産業構造など、あらゆる面において強靱で持続可能な里沼のまちを目指すことを第六次総合計画の将来都市像といたします。

基本目的

基本目的Ⅰ 安全と環境

「危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち」

自然災害リスクや社会的リスク（※）に対しても、危機対応能力が高く、里沼をはじめとした人と自然が共生してきた美しい環境を守りつつ、良好な生活環境を市民とともに築けるまちを目指します。

※社会的リスク…犯罪、事故、情報セキュリティ、感染症など

基本目的Ⅱ 福祉と健康

「地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち」

皆で支え合うことのできる社会の実現を目指し、地域における人と人のつながりを構築していきます。さらに、健康寿命を延ばし、多くの人が生涯を通じて活躍できるようになることで、社会全体の幸福感と活力を高めるまちを目指します。

基本目的Ⅲ 子育てと学び

「育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち」

安心して子どもを産み、自信にあふれる子どもに育てられ、また、誰もが生涯にわたりその個性を生かし学び続け、スポーツにも親しめる環境の整ったまちとして、豊かな心の人々と家庭が、香り高く地域文化を織りなすまちを目指します。

基本目的Ⅳ 経済と都市

「都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち」

館林は首都圏から近く、北関東の中心的位置に立地する一方、安らぎを与えてくれる自然環境と快適に暮らせる都市機能の調和が図られています。そうした地理的優位性や歴史と文化を最大限活用し、人と産業が躍動する魅力的なまちを目指します。

基本目的Ⅴ 行政経営

「公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち」

今や行政は、戦略的な地域経営の視点を持ち、地域や民間の経営主体と、連携、協働によるネットワークの仕組みを構築していくべきです。また、新たな財源の確保、そして経済効果を追求する自治体経営を行うことが必要となります。それらを基台とした公民連携を推進し、持続可能なまちを目指します。

基本計画（案）

【安全と環境】

基本目的 I : 危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち

1 防災

施策目的

防災意識や危機対応力を高め、自助・共助・公助が一体となった災害に強いまちになる

- 1 災害に備えた防災意識や危機対応力の向上及び的確な組織形成
- 2 排水施設整備計画の推進による浸水被害の防止
- 3 災害活動拠点確保による被害の減少
- 4 安心・安全な建築物の形成

現状と課題

1 災害に備えた体制作り

災害時に被害を最小限に抑えるためには、様々な災害で想定される被害に備え、行政と関係機関が連携した体制づくりが必要です。

2 多様化する災害への体制の確保

市が対応する災害は多様化・大規模化しており、対応が困難になっているため、防災体制の充実が求められています。

3 防災意識の向上

被害者を出さない地域社会の実現に向けて、市民の防災意識の向上と自主防災活動の推進が必要です。

4 排水施設の整備

台風や集中豪雨などによる浸水被害に備え、排水施設の整備が求められています。

5 防火対象物及び危険物施設への適切な指導

防火対象物及び危険物施設において、維持管理・事故防止について指導が必要です。

6 住宅所有者の問題意識の低下

住宅・建築物の所有者などが、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り込むことが求められています。

7 災害時に備えた物資の不足

災害時に備え、市民や事業者が食料などを備蓄することが求められています。

施策の方向

1 防災意識の向上による防災組織の育成

防災の重要性に対する市民の認識を深め、地域の防災リーダー育成を促すとともに、自助・共助・公助が連携した体制を推進します。

2 危険個所の早期発見による安全確保

災害を未然に防止するため、市民や関係機関と連携を図りながら、危険個所の早期発見と予防に努めるとともに、関連情報を市民に迅速かつ的確に提供し、市民の安全を確保します。

3 大規模災害に備えた連携体制の整備

防災拠点機能及び応援協定を生かした受援体制整備の推進を図ります。

4 排水施設整備による被害防止

雨水の急激な流出を抑制し、排水機能を強化するため、雨水の一時貯留や浸透に努めるとともに、準用河川や幹線排水路及び雨水きよなどの排水施設を計画的に整備、改修、維持し被害防止に努めます。

5 総合的な空き家対策の推進

市民の安全と安心を確保するため、空き家の適正管理や活用などの総合的な空き家対策を推進します。

6 消防団の人材育成と設備の充実

消防団員の人員の確保及び教育訓練を進めるとともに、効率的かつ的確に活動できるよう各種資機材や施設の充実強化を図ります。

7 災害予防のための環境整備

建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の促進や危険個所の指摘を行い、災害を予防するための環境整備に努めます。

8 国土強靱化計画を踏まえた備蓄の確保

災害時に対応ができるよう市民や事業者に備蓄を促すとともに、市の備蓄への取組を推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
自主防災組織の組織率	市内 66 行政区のうち自主防災組織を組織している行政区の割合	92.4% (令和元年度)	100%
準用河川及び幹線排水路の整備率	事業計画に定める準用河川及び幹線排水路整備計画延長のうち整備済み延長の割合	78.4% (令和元年度)	78.8%
公共下水道雨水きよの整備率	事業計画に定める雨水きよ整備計画延長のうち整備済み延長の割合	74.4% (令和元年度)	75.6%
建物火災の平均鎮圧時間	建物火災の通報から火災鎮圧(火災拡大危険無しの状態)までの平均時間	33 分 (令和元年度)	30 分
救急事案の平均病院到着時間	救急事案の通報から病院到着までの平均時間	39 分 (令和元年)	37 分
住宅用火災警報器の設置率	館林地区消防組合管内の設置率	50% (令和元年)	100%
災害対策の満足度	市民アンケート調査の満足度(風水害、地震、土砂災害、火災など)	31.0% (令和元年度)	37.0%

2 防犯

施策目的

地域と市が連携して、防犯に取り組む安全安心なまちになる

- 1 市民の自主判断による犯罪やトラブルの未然防止
- 2 地域ぐるみの防犯まちづくりの推進
- 3 協働による空き家トラブルの解消

現状と課題

1 見守り活動の推進

犯罪の起きにくい社会の実現に向けて、地域ぐるみの見守り活動が必要です。

2 被害を防ぐ情報の共有

手口が巧妙化する消費者トラブルや特殊詐欺が多発する中、相談・啓発の強化とともに、市民一人一人が正しい知識や情報を得ることが必要です。

3 空き家所有者等への注意喚起

放置された空き家をもたらす生活環境への不安の解消が求められています。

施策の方向

1 啓発と相談体制の充実

詐欺などの被害を未然に防ぐための啓発や情報提供を行うとともに、相談体制を充実させ、関係機関と連携して市民生活の安全性の確保に努めます。

2 防犯意識の向上による防犯環境形成

市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体が連携し、安全安心な地域環境づくりを図ります。

3 空き家の適正管理

空き家対策による良好な地域環境づくりを図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
刑法犯認知件数	市町村別刑法犯認知件数	602 件 (令和元年)	520 件
消費生活センター 一出前講座回数	消費生活センターが実施した出前 講座の回数	17 回 (令和元年度)	20 回
防犯対策の満足 度	市民アンケート調査の満足度(犯 罪からの安全、パトロールなど)	27.1% (令和元年度)	33.1%

3 自然環境

施策目的

人と環境にやさしい快適な生活が送れるまちになる

- 1 市民との協働による自然環境の保全
- 2 環境にやさしい暮らしの実践
- 3 沼辺文化を継承するための水質浄化
- 4 適切な汚水処理による生活環境の維持・向上

現状と課題

1 環境問題改善に向けたライフスタイルや事業活動の見直し

環境問題を改善するには、周辺環境や社会的変化を考慮し、自らのライフスタイルや事業活動を見直し、地球環境の保全に向けた活動が続けていくことが求められています。

2 市民と関係機関との連携

自然環境の保全活動及び環境衛生の向上を推進するために、行政のみではなく、市民や関係機関の理解及び協力が必要です。

3 子どもたちの自然環境への関心増進

次世代を担う子どもたちが環境学習をとおして、自然環境への興味や関心を高める必要があります。

4 水質の悪化

里沼として日本遺産に認定された城沼をはじめ市内にある沼や河川におけるさらなる水質浄化が必要です。

5 安定した環境にやさしい汚水処理の推進

汚水処理施設（下水道施設、し尿処理施設）の老朽化が進んでおり、安全で安定した汚水処理体系が求められています。

施策の方向

1 多様な協力連携による自然環境の保全

市民や事業者など多様な連携のもと、環境美化、衛生向上、水質向上及び沼特有の動植物などの保全に努め、恵まれた自然環境を次世代に引き継ぎます。

2 環境意識の高揚による各種活動の推進

環境問題に対する啓発や環境教育の機会の提供により、市民や事業者の意識の高揚を図り、日本遺産である里沼の水辺環境の保全など、主体的な環境活動への取組を推進します。

3 地球温暖化対策の推進

低炭素社会の構築を目指し、省エネルギー活動の推進や再生可能エネルギーの普及による温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、地球温暖化に伴う気候変動がもたらす異常気象などの影響の防止・軽減のための適切な対応に取り組めます。

4 各種調査による状況把握及び指導による公害防止

河川や池沼の水質、大気、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下など各種調査を行い、状況を把握するとともに、県や関係機関と連携し、公害の未然防止に努めます。

5 公共下水道及びし尿処理施設の計画的な更新

汚水を適切に処理するために、地域の特性に応じた計画的な整備及び利用を促進するとともに、施設の長寿命化を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
下水道水洗化率	公共下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人 が実際に下水道に接続し、水洗化 しているかを示すもの	89.6% (令和元年度)	91.4%
BOD 数値(城沼 中央の水質)	水の汚れ具合を表す目安(BOD と は、生物化学的酸素要求量のこと で、微生物が有機物を分解する時 に必要とする酸素量のこと) ※数値が低い方が良好 ※BOD の環境基準値は5mg/ℓ以 下	8.3mg/ℓ (令和元年度)	5.0mg/ℓ 以下
汚水処理率	汚水処理人口(実際に汚水を処理 している人口)を市内人口で除した 値	79.33% (令和元年度)	89.2%
環境にやさしい 暮らしを実践して いる市民の割合	ごみ対策、水質浄化、節電、節水、 緑化、省エネ、美化などを実践して いる市民の割合	93.6% (平成 30 年度)	96.8%
自然環境の豊か さと保全の満足 度	市民アンケート調査の満足度 (大気・水環境、動物・植物など)	60.6% (令和元年度)	66.6%
下水道整備の満 足度	市民アンケート調査の満足度 (生活排水処理、合併処理浄化槽 など)	48.1% (令和元年度)	54.1%

4 ごみ・資源

施策目的

ごみを減らして資源を生かす循環型のまちになる

- 1 環境に配慮した取組の定着
- 2 地域でのごみに関するルールの定着
- 3 ごみの効率的で適正な処理・処分

現状と課題

1 循環型社会の形成

市民・事業者・行政が一体となって3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することが求められています。

2 ごみの分け方・出し方の順守

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、3Rの取組を推進するため、市民一人一人のごみの分け方・出し方の順守が求められています。

3 ごみ処理施設の適切な運営

新たに建設されたごみ処理施設の効果的、効率的な運用、そして延命化が求められています。

施策の方向

1 ごみを減らす（産まない）仕組みづくり

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）に優先的に取り組むため、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確化し、ごみを減らす仕組みをつくり、リサイクル（再生利用）を加えた3Rを推進します。

2 地域と行政が一体となった普及啓発

ごみステーションの巡回や説明会の開催など、地域と行政が一体となって、分け方・出し方の向上に努めます。

3 効率的なごみ処理施設の運営

ごみ処理3施設一体での長期包括委託など、民間事業者のノウハウを活用した施設運営を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
1人1日当たりのごみ排出量	事業ごみを含むごみ総排出量を総人口と年間日数で除した値	944g/人・日 (令和元年度)	732g/人・日
リサイクル率	ごみ総排出量のうちリサイクルした量(資源化量+集団回収量)の割合	20.8% (令和元年度)	36.1%
ごみ処理・リサイクル充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度(収集・処理、再利用など)	49.4% (令和元年度)	55.4%

【福祉と健康】

基本目的Ⅱ：地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち

施策目的

地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちになる

- 1 包括的な相談窓口の整備による福祉的課題の早期発見・早期支援
- 2 地域活動やボランティアの担い手の増加などによる地域での助け合いや支え合いの活発化
- 3 民生委員、児童委員との連携や、地域での見守り活動などによる相談支援体制の充実
- 4 相談活動や就労支援などによる、生活困窮者世帯などの福祉増進と経済的自立
- 5 災害が発生したときに避難行動要支援者が安全に避難するための情報の確保

現状と課題

1 多様化、複雑化した福祉ニーズの増加

高齢者・障がい者・児童福祉など、多様化・複雑化した福祉ニーズが年々増加しているため、相談できる場所が求められています。

2 地域活動の担い手の減少

少子高齢化、人口減少などにより地域活動やボランティアの担い手が不足しているため、それらの活動をリードする人材の育成や担い手の増加が求められています。

3 地域と行政の連携

生活困窮者世帯などに対して、地域での見守りの強化や関係機関との連携により、行政の相談窓口につないでいくことが求められています。

4 生活困窮者や生活保護世帯の自立支援

生活困窮者世帯や生活保護世帯の経済的な自立のための支援が求められています。

5 災害発生時の避難行動要支援者の避難支援

大規模な災害が多発しており、自ら避難をすることが困難な方の避難支援が求められています。

施策の方向

1 多機関連携による包括的な相談窓口の整備

民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの活動と連携して、必要な情報を保健・医療・福祉の各機関と共有し、解決に当たるための包括的な相談窓口を整備します。

2 地域活動やボランティアの担い手の育成

福祉活動を行うボランティアやNPOなどの情報提供と活動への参加を支援します。

3 民生委員・児童委員などとの連携

民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、生活困窮者世帯などが適切な支援を受けられるよう、関係する行政機関の相談窓口につなぎます。

4 生活困窮者世帯などへの就労支援の実施

個々の世帯の実情を十分把握しながら、生活困窮者自立支援法などに基づく支援策を講じるなど、生活困窮者世帯などの福祉の増進や経済的な自立を支援します。

5 災害発生に備えた平時からの情報共有

災害が発生した際、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、地域住民や関係機関と連携し、平時からの情報共有に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
福祉ボランティア登録者数	館林市社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業の一環として、個人でボランティア登録をしている者及びボランティアグループの会員数	461人 (令和元年度)	556人
福祉 NPO 法人数	館林市社会福祉協議会の NPO 法人連絡協議会に加盟している法人数	15 法人 (令和元年度)	15 法人
民生委員・児童委員相談支援件数	民生委員・児童委員が毎年度の活動の中で、市民の相談や支援を行った件数	1,619 件 (令和元年度)	1,660 件
生活保護受給世帯から自立した世帯数	就労による収入増などの理由により、生活保護世帯から自立した世帯数	19 世帯 (令和元年度)	19 世帯
地域福祉対策の満足度	市民アンケート調査の満足度 (近隣での見守り・助け合い・社会参加など)	26.0% (令和元年度)	32.0%

6 高齢者

施策目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになる

- 1 住民相互の支え合い活動による生活支援と保健・医療・福祉が連携したサービスの提供などが一体的に行われる地域包括ケアシステムの推進
- 2 身近な親族や地域の関係者などが一体となり、高齢者本人の見守りとその意思決定に向けた支援の充実
- 3 地域活動と交流を通じ、生きがいのある生活を送る高齢者の支援と社会基盤の整備
- 4 介護予防や閉じこもり予防、健康づくりに取り組む高齢者の支援と社会基盤の整備

現状と課題

1 単身高齢者の増加

高齢者のみの世帯数は年々増加しています。健康寿命を延ばし、生きがいのある生活を実現できるような支援が求められています。

2 権利擁護の必要性

単身高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な方を保護する成年後見制度の必要性がより高まることが予想されます。

3 医療費、介護需要の増大

高齢化が進行し、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療費や介護の需要が更に増加することが見込まれています。

4 在宅支援の充実

認知症の方や、単身高齢者世帯の増加に伴い、在宅支援の必要性が高まっています。

5 認知症支援

認知症の方が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・生活支援が連携したネットワークを構築した支援を行う必要があります。

施策の方向

1 高齢者の社会参加の促進と自立した生活の支援

高齢者の持つ豊かな知識や経験、技能が発揮され、生きがいのある生活が送れるよう、社会参加の促進と自立した生活の支援に努めます。

2 高齢者の権利擁護の促進

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークとその中核となる機関を整備します。

3 地域包括支援センターの機能充実

地域包括ケアシステム推進のための中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能を更に充実させ、高齢者の生活を地域全体で支えます。

4 地域包括ケア会議の活性化

地域包括ケア会議を活性化させ、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めます。

5 住民主体の生活支援が行われる地域づくりの推進

住民相互の助け合いや支え合い活動を支援するなど、住民主体の生活支援が行われる地域づくりを推進します。

6 認知症支援体制の整備

認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援の実施や、認知症疾患医療センターなどとの連携を図ります。

7 地域で取り組む介護予防活動の促進

高齢者が健康で豊かな生活を送れるよう、地域で取り組む介護予防活動を支援します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
コミュニティサロンの件数	コミュニティサロンの件数	39件 (令和元年度)	45件
通いの場の件数	通いの場の件数	32件 (令和元年度)	50件
認知症初期集中支援事業件数	支援依頼件数	8件 (令和元年度)	13件
高齢者対策の満足度	市民アンケート調査の満足度 (福祉・介護サービス、社会参加など)	25.2% (令和元年度)	31.2%

7 障がい

施策目的

障がいのある方誰もが安心して自分らしく暮らせるまちになる

- 1 専門的な助言やサービスの利用支援がいつでも受けられる相談支援の機能と体制の充実
- 2 障がいのある方とその家族の安心した地域生活の実現
- 3 障がい者総合支援センターを主とした地域づくりが推進されることによる障がいのある方の社会参加の促進
- 4 障がいのある方の就労などの機会の確保

現状と課題

1 専門的な基幹相談支援センターの必要性

障がいのある方への支援にあたり、専門的な助言・指導を行うことができる基幹相談支援センターが求められています。

2 障がいのある方の重度化・高齢化

障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、緊急時に迅速な対応が図れる体制の整備が求められています。

3 児童発達支援センターの必要性

障がいのある児童やその家族への相談支援、児童を預かる施設への援助・助言を行う児童発達支援センターが求められています。

4 精神障がいのある方の自立

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、医療や障がい福祉などの連携による地域包括ケアシステムの構築が求められています。

5 障がいのある方の社会参加

障がい者総合支援センターには、障がいのある方に寄り添ったきめ細かい支援を行うという役割があります。今後は、地域に根差した施設として、より地域貢献事業に取り組んでいくことが求められています。

6 障がいのある方の経済的自立や安定した地域生活

障がいのある方の経済的自立や安定した地域生活に向け、個性にあった就労や生産活動などを行う機会が必要とされています。

施策の方向

1 基幹相談支援センターの設置

相談支援専門員の養成などにより、障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言やサービスの利用支援を行うなど、相談支援機能の強化を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

2 地域生活支援拠点などの整備

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ります。

3 児童発達支援センターの設置

障がいのある児童を取り巻く環境や悩みを地域全体で受け止め、支え合えるよう、人材の育成や啓発を推進するとともに、支援体制の整備を図るため、児童発達支援センターを設置します。

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が、地域で自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉関係者などが連携し、協議の場を通じて、地域包括ケアシステムの支援体制の整備に努めます。

5 障がい者総合支援センターの役割の充実

障がい者総合支援センターを地域生活の拠点施設として、障がいのある方の社会参加を更に促進します。

6 障害者総合支援法に基づいた支援の継続

障がいのある方の就労や生産活動の機会を確保するために、障害者総合支援法に基づく支援を継続して行います。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
相談支援専門員数	市内の相談支援事業所の相談支援専門員の数	13人 (令和元年度)	20人
障がい福祉サービスの満足度	障がいのある方へのアンケート調査の満足度	48.2% (平成28年度)	60.0%

8 社会保障

施策目的

市民が安心して生活できるよう社会保障の機能が充実したまちになる

- 1 安心して受診できる医療保険制度の持続的な運営
- 2 老後や万一の際の生活を支える年金制度の持続的な運営
- 3 利用者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けられるサービスの提供
- 4 ひとり親家庭などの自立と安定した生活の実現

現状と課題

1 医療費の増加

高齢化や医療の高度化により医療費が年々増加しており、医療保険制度を維持するための健全な財政運営が求められています。

2 経済的な不安を抱える方への医療

重度心身障がい者、母子・父子家庭など、経済的な不安を抱える方も含め、誰もが安心して医療を受けられることが必要です。

3 公的年金の重要性の高まり

高齢化の進行により公的年金の重要性が高まり、保険料納付率の向上や健全な年金財政運営が求められています。

4 安定した介護保険制度の確保

加速する高齢化に対応できる安定した介護保険制度が求められています。

5 ひとり親家庭などへの支援

母子・父子家庭など、ひとり親家庭が自立して安定した生活を送るための支援が求められています。

施策の方向

1 被保険者の資格適用の適正化

被保険者の資格の適用を適正に行い、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

2 医療費助成

中学校卒業までの子どもや重度心身障がい者、母子家庭や父子家庭などの健康を支えるため、医療費助成を行います。

3 適用、給付、相談体制の充実

年金制度の意義や役割、相互扶助の理解を求めるなど、市民に制度の周知を行い、より多くの市民が適正に年金を受給できるように努めます。

4 介護予防と給付適正化の推進

介護保険財政の健全化に向けて、自立支援・重度化防止の取組を推進します。

5 ひとり親家庭などへの支援の充実

ひとり親家庭などの自立と生活の安定を図るため、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの相談体制の強化に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
児童扶養手当受給者のうち自立支援のための能力開発及び資格取得のための各種支援事業を活用している受給者などの数	①母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ②母子家庭等自立支援高等職業訓練促進費事業 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援支援事業 ①～③合計人数	10人 (令和元年度)	12人
特定健診の受診率(国民健康保険)	特定健診の受診率	37.6% (令和元年度)	60.0%
社会保障対策の満足度	市民アンケート調査の満足度(国民健康保険、年金、生活困窮者、母子・父子家庭など)	19.2% (令和元年度)	25.2%

施策目的

心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちになる

- 1 市民の健康寿命延伸
- 2 自らの健康管理や健康づくりに取り組む市民の増加
- 3 健診受診率の向上による生活習慣病の予防や疾病の早期発見・治療
- 4 社会環境の変化に伴うストレスの増大を地域で支え合うことによる自殺死亡率の低下
- 5 市民一人一人がかかりつけ医を持つことによる適正受診
- 6 主体的にスポーツの取組を実践している市民の増加
- 7 感染症対策の充実による市民の安全と健康の確保

現状と課題

1 生活習慣病の増加

生活習慣病は増加しており、高齢になるほどその発症率は高まっています。

2 各種健診受診率の低下

健康診査や各種がん検診などを通じて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努めていますが、受診率が伸び悩んでいます。

3 社会環境の変化に伴うストレスの増加

社会環境の変化に伴うストレスの増大などにより、心の健康づくりを進めていくことが、これまで以上に重要になっています。

4 かかりつけ医の必要性

診療だけでなく健康に関する相談や適切な医療機関の紹介などを行うかかりつけ医を持つ市民の割合を増やすことが求められています。

5 スポーツに対するニーズの多様化

健康・生きがいづくりのためにスポーツなどに取り組む市民は多く、スポーツに対するニーズも多様化しているため、学習情報や学習機会の提供が求められています。

6 感染症対策の必要性

感染症発生時に感染拡大を最小限に抑え、市民の安全と健康を守るための対策が求められています。

施策の方向

1 健康寿命延伸のための取組推進

健康寿命延伸プラットフォームや医師会などの関係機関と連携し、健康づくりや疾病予防の正しい情報を発信し、健康寿命延伸のための取組を進めます。

2 きめ細やかな保健指導の実施

きめ細やかな保健指導を実施し、健康回復を支援するとともに、関係機関と連携して食事や運動などの生活習慣の改善のための指導を実施します。

3 自主的な健康づくりの推進

市民の自主的な健康づくりを推進するため、自主活動グループへの支援など、地域全体で健康づくり活動を応援できる体制の構築を図ります。

4 疾病の早期発見や早期治療

疾病の早期発見や早期治療につなげるため、関係機関と連携を図りながら、健康診査や各種がん検診の重要性を啓発し、健康の維持や回復に対する意識の向上に努めます。

5 心の健康づくりの促進

心の健康づくりを推進するため、市民の健康意識の啓発を図るとともに、健康の維持や増進に関する場や機会などの情報提供や相談支援体制の強化に努めます。

6 かかりつけ医の重要性の周知

インフォームド・コンセントの実現にも重要な役割を果たす「かかりつけ医」を持つことの重要性について、広報紙などを通じ理解を深めます。

7 スポーツの普及、振興を図る事業の展開

スポーツに対するニーズの把握に努めるとともにスポーツの普及・振興に繋がる事業展開を図ります。

8 感染症対策の充実

感染症予防の周知・啓発や、感染症発生時における国や県、医師会などの関係機関との連携強化による状況把握など、感染症対策の充実を図り、感染拡大を最小限に抑えます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
健康づくりグループ活動団体数	市に登録している健康づくりを目的とした自主グループ数及び活動人数	17 団体 (令和元年度)	21 団体
健康づくりグループ活動人数	市に登録している健康づくりを目的とした自主グループ数及び活動人数	324 人 (令和元年度)	390 人
大腸がん検診受診率	40～69 歳の市民を対象とした人口における受診割合	6.9% (令和元年度)	40.0%
子宮頸がん検診受診率	20～69 歳の女性を対象とした人口における過去2年間の受診割合	18.5% (令和元年度)	50.0%
乳がん検診受診率	40～69 歳の女性を対象とした人口における過去2年間の受診割合	20.1% (令和元年度)	50.0%
生活習慣病予防健康診査のうち、要指導、要医療者の割合	19～39 歳の市民を対象とした健康診査の結果割合	78.3% (令和元年度)	78.0%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	40～74 歳の国保特定健康診査受診者の結果割合	30.2% (平成30年度)	30.0%
かかりつけ医所持率	市民健康づくりアンケート調査のかかりつけ医所持率	69.9% (令和元年度)	73.0%
スポーツ実施率 (週1回以上)	市民のスポーツへの取り組み状況調査	31.3% (令和元年度)	50.0%
保健活動の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度 (健康診査、健康相談・教室、健康づくり活動など)	40.8% (令和元年度)	46.8%

施策目的

適切な医療がいつでも受けられるまちになる

- 1 健診受診と適正受診による重症化の予防
- 2 市内の医療関係従事者数増加による診療科偏在の問題解消
- 3 消防と医療機関の連携や、救急救命士の質の向上などによる救命率の向上
- 4 定期的な救命講習会の開催などによる救急医療に対する市民の理解の促進
- 5 市民一人一人の医療需要を満たす効果的かつ適切な地域医療の実現

現状と課題

1 生活習慣病の増加

生活習慣病の増加や、これに起因して寝たきりや認知症になる高齢者の増加が深刻な社会問題となっているため、健康づくりや疾病予防を促す体制が求められています。

2 周産期医療に関わる医療従事者の減少

市内の医療関係従事者数は、ほぼ横ばい状況にありますが、産科医や小児科医など、周産期医療に関わる医療従事者の減少が問題となっています。

3 救急医療に対する市民のニーズの高まり

長寿社会の進展、疾病構造や医療体制の変化が著しく、救急医療に対する市民のニーズは今後も一層高まることが予想されます。

4 医療を取り巻く環境の変化

医療を取り巻く環境は大きく変化をしているため、市民がいつでも安心して適切かつ最良の保健医療サービスを受けられるよう、地域一体の体制づくりが求められています。

施策の方向

1 疾病予防、特定健康診査などの保健事業の実施

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の疾病予防など、健康の維持・増進を図るため、特定健康診査などの保険事業を実施します。

2 課題の抜本的解決のための国に対する働きかけ

市民が必要とする医療を、確実かつ持続的、効率的に提供するため、抜本的な対策を講ずるよう、国に対し働きかけます。

3 公立館林厚生病院と医師会の連携による診療体制の充実

休日や夜間における医療を安心して受けられるよう、公立館林厚生病院と館林市邑楽郡医師会が相互に連携を図りながら診療体制を充実します。

4 救急業務体制の強化・整備

救急業務の高度化及び適正化を図るため、消防と受け入れ医療機関との連携を強化します。また、救急救命士の質を高め、人員を増強するとともに、救命率向上のため救急隊員の育成、資器材の充実を図ります。

5 市民への救急医療に対する広報や教育

救急隊が到着するまでの市民による救命手当や、出動件数を抑制するための「救急車の適正利用」への理解など、救急医療に対する広報や教育を行います。

6 公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制の充実

緊急の事故や病気のとくに速やかで適切に対応するため、公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制を充実させるとともに、市や県境を越えた連携が図れるよう相互に協力します。

7 地域一体の医療体制づくりの推進

地域の中核病院として、公立館林厚生病院の機能を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域一体の医療体制づくりを推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
救急救命士の有資格数	館林地区消防組合における救急救命士有資格数	52人 (令和元年)	56人
救命講習受講者数	館林消防署(西・北分署含む)管内における救命講習受講者数	735人 (令和元年)	1,000人
館林市夜間急病診療所の認知度	健康づくりに関する調査における市民の認知度	92.6% (令和元年度)	95.0%
たてばやし健康ダイヤルの認知度	健康づくりに関する調査における市民の認知度	33.7% (令和元年度)	40.0%
医療体制充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度(地域医療、休日医療など)	24.9% (令和元年度)	30.9%

【子育てと学び】

基本目的Ⅲ

育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち

施策目的

社会全体で健やかな子どもの成長を支え、子育ての喜びを感じられるまちななる

- 1 安心して妊娠・出産・子育てができ、健やかに子どもが育つための支援の充実
- 2 親子を見守り、家庭を支える地域体制づくり
- 3 子どもたちが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくり

現状と課題**1 子育て不安の増大**

子どものしつけや成長、発達などの育児不安を解消するため、母親と子どもの健康を守る母子保健事業と様々な子育て支援事業を一体的に推進し、妊産婦及び子どもの年齢や成長段階に応じた発達や成育の支援が必要です。

2 家庭や地域での子育て力の低下

核家族化や地域での人と人のつながりが希薄化する中、家庭や地域、行政の地域社会が一体となって、親子の居場所や交流の場の確保、児童虐待防止、子育て相談等の支援に取り組むことが求められています。

3 保育ニーズの多様化

保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、多様な保育サービスの提供が求められています。

施策の方向**1 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援**

予防を柱とした母子保健の充実を図り、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない発達や成育の支援を推進します。

2 地域子育て支援の推進

子育てに関する情報発信や相談体制を整え、親子が安心して利用できる居場所や交流の場の充実を図ります。また、学校施設の利活用や児童館、放課後児童クラブなど、子どもが安全、安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

3 質の高い保育サービスの充実

就業形態や保育ニーズの多様化に応えるため、幼保連携や民間活力の導入を検討するなど教育・保育環境の充実に努めるとともに、保育サービス従事者の資質と専門性を向上し、より質の高い保育サービスを提供します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
妊婦家庭訪問実施率	妊婦の家庭訪問の実施率 (訪問件数÷対象者)	90.4% (令和元年度)	93.4%
乳幼児健康診査受診率	乳幼児の健康診査の受診率 (受診者数÷対象者)	98.3% (令和元年度)	98.5%
地域子育て支援センター利用登録率	市内5か所の地域子育て支援センターの利用登録率	79.4% (令和元年度)	85.0%
保育施設等の入所率	保育施設等の利用定員に対する入所率	96.3% (令和元年度)	97.0%
子育て環境の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度 (保育施設、相談、交流の場など)	30.1% (令和元年度)	36.1%

1 2 学校教育

施策目的

自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つま
ちになる

- 1 安全安心な学習環境の整備による学習効果の向上
- 2 将来に向けて必要な学びの機会の提供と適切な進路選択
- 3 地域の教育力を生かした地域とともにある学校づくり
- 4 「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の調和のとれた子ども
の育成
- 5 学校・家庭・地域が一体となって取り組むたくましく生きる力の育成
- 6 食の大切さへの理解と正しい食生活の実現

現状と課題

1 安全で安心な「学び」の環境づくり

学校は、子どもが一日の大半を過ごす場所であり、安全と安心が十分に確保
される必要があります。また、一人一人の個性に合わせた効果的な学びや学習
支援が求められています。

2 子どもの個性に応じたサポート

子どもが将来に夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することができる
よう、子どもの個性に合った様々なサポートが必要です。

3 学校を取り巻く複雑化する課題への対応

学校が抱えている課題は、複雑かつ多岐にわたっており、学校だけで解決す
ることが難しくなっています。そのため、学校は、地域・家庭・関係機関との
連携や協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。

4 子どもの学ぶ意欲・資質・能力の育成

変化の激しい時代を生きるために、子どもが自ら学ぶ意欲や資質、能力を身
につけるとともに、国際化や価値観の多様化に伴い、異なる価値観や倫理観を
もつ人への理解を育む必要があります。

5 地域・家庭・関係機関との連携強化

子どもを取り巻く様々な問題の発生防止と解決に向けて、地域や家庭、関係
機関などと連携を図りながら子どもを支える一体的な取組が必要です。

6 食育の必要性

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることが
できるよう、給食を「生きた教材」として活用し、積極的に食育に取り組んで
いく必要があります。

施策の方向

1 学習環境や生活環境の充実

学校が安全で安心な学びの場になるよう、学校における生活環境の充実を図るとともに、ICT化を推進し、子どもの学習活動の充実を図ります。

2 夢と希望の実現に向けた支援の充実

子どもが夢を育み、それを実現するために必要な学びの機会を得るための支援を行うとともに、望ましい勤労観を育てるためのキャリア教育を充実します。

3 地域の教育力を生かした学校運営

学校と地域が目指すべき方向やビジョンを共有し、地域の教育力を生かした効果的な教育活動を展開するとともに、学校評価結果を様々な教育活動に反映させ、学校運営に生かします。

4 確かな学力と豊かな心を育む教育の推進

一人一人の発達段階や能力に応じたきめ細かな教育の充実を図るとともに、異なる価値観をもつ人々への共感能力を育むため、郷土の魅力である日本遺産「里沼」を活用した、自然に親しむ体験的な学習を推進します。

5 「自助」や「共助」の意識を育む教育の推進

たくましく生きる力を身につけた子どもの育成に向けて、地域社会と共に助けあいながら（「共助」）、自らの命は自ら守る（「自助」）意識が行動につながるよう、地域や家庭、関係機関などと連携した防災教育を推進します。

6 教育活動における食育の充実

子どもや保護者が食の大切さや食文化などについて学ぶことができるよう、教育活動全体の中で食育を進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
標準学力テストで全国平均を上回る学校数	全国で実施される標準学力テストにおいて、6年生の2教科(国語・算数)の得点が全国平均を上回る小学校数	11校 (令和元年度)	11校
	全国で実施される標準学力テストにおいて、2年生の5教科(国語・社会・数学・理科・英語)の得点が全国平均を上回る中学校数	3校 (令和元年度)	5校
新体力テストで全国平均を上回る学校数	全国で実施される新体力テストにおいて、5年生の得点が全国平均を上回る小学校数	男子7校 女子8校 (令和元年度)	男子11校 女子11校
	全国で実施される新体力テストにおいて、2年生の得点が全国平均を上回る中学校数	男子2校 女子5校 (令和元年度)	男子5校 女子5校
小中学生の豊かな心の育成の達成度	小中学校で実施される学校評価における「豊かな心の育成」の達成度 (子ども・教師・保護者による自己評価及び学校評議員による学校関係者評価の各項目がA評価である学校数)	小学校3校 中学校2校 (令和元年度)	小学校11校 中学校5校
学校における教育の情報化	教育の情報化の実態等に関する調査における、小中学校の教育の情報化の平均値	(平成30年度)	全指標において 全国平均を上回る
	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	5.7人/台(全国平均5.4人/台)	
	普通教室の無線LAN整備率	0%(全国平均41.0%)	
	インターネット接続率	100%(全国平均93.9%)	
	普通教室の大型提示装置整備率	61.6%(全国平均52.2)	

	統合型校務支援システム整備率	100% (全国平均 57.5%)	
	教員のICT活用指導力	82.9% (全国平均 69.7%)	

施策目的

心身ともに健全な子どもが育つ家庭や地域の教育力が高いまちになる

- 1 子どもの健全育成に必要な学びと体験ができる環境の整備
- 2 子どもが安全かつ安心して生活できる環境の実現

現状と課題

1 家庭の教育力向上

核家族化の進展や親の働き方の多様化により、子育てに課題を抱える家庭が増加しているため、子育て世代の家庭を社会全体で支援する取組が求められています。

2 子どもの地域参加の促進

子ども会への加入率の低下や活動休止となる子ども会の増加など、子どもの社会性を育む機会が減少しつつあります。今後、子ども会育成会の活性化を促すなど、子どもが地域社会に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

3 子どもを取り巻く犯罪リスクの増加

昨今、SNSなどネット上で子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれやすくなっています。今後、家庭・地域・学校が連携を強め、子どもや保護者に徹底した啓発を進めるとともに、非行や子どもをめぐる犯罪が起きにくい明るい地域社会づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

1 家庭の教育力回復を図る取組

子どもの健全育成の根幹となる家庭の教育力を向上させるための取組を推進します。

2 子どもの健全育成を促進する学びの機会の提供

社会体験や自然体験など、魅力的で多彩な子どもの学びや自主性を重んじた遊びの機会を提供するために、関係団体とともに指導者の育成を進めるほか、子どもの健全育成に資する活動や団体の創出、支援に努めます。

3 地域社会における子どもの安全安心の確保

関係機関や団体と問題や情報の共有を図りながら、地域における子どもの見守り体制を充実するほか、SNSの適切な使い方などを啓発し、インターネット上の脅威から子どもたちを守る取組を進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
放課後子ども教室開設数	放課後に子どもが安全かつ安心して活動ができる教室の開設数	1箇所 (令和元年度)	6箇所
公民館で開催する少年少女教室の参加者数	各公民館で開催する少年少女教室への参加者数	1,697人 (令和元年度)	2,000人
インターネット問題に関する講座への参加率	各中学校の思春期講座において開催されるネットリテラシーに関する講座への参加率	3.4% (令和元年度)	20.0%

施策目的

生涯にわたって学び続けることができ、生きがいと活力に満ちたまちになる

- 1 生涯学習を通じた豊かなまちづくり
- 2 生涯にわたる学びを保障する環境づくり
- 3 地域づくりの担い手が育ち、課題解決のための社会教育を展開
- 4 人々の学習ニーズに合った学習活動の機会と拠点施設の充実

現状と課題

1 生涯学習環境の拡充

全ての人々が生涯にわたって学ぼうとする意識を高めるためには、人々の学ぶ意欲を喚起し、その意欲に応えるための仕組みを整えるなど、学習環境の充実が求められています。

2 現代的課題の啓発と解決を目指した社会教育の充実

急激な社会変化によって、地域には様々な課題が山積しています。課題の啓発や解決手法を学べる社会教育機会の充実が求められるほか、地域づくりの担い手となる人材の育成が必要となります。

3 生涯学習成果の社会還元

一人一人の学びの成果が地域に還元されることが期待されているため、様々な成果を地域に集積し、誰もがその成果を享受できる仕組みが必要です。また、学んだ人々が生きがいと高い当事者意識を持ち、地域社会のために貢献することが求められています。

4 生涯学習拠点施設の機能充実

生涯学習拠点施設の利用者の利便性や快適さを確保しつつ、多様化する利用者のニーズに応えることができるよう、施設機能の充実を図る必要があります。

施策の方向

1 生涯学習理念の普及啓発

豊かな地域づくりのため、生涯学習の必要性を普及啓発するとともに、人々の学習意欲を高めるための学びの機会を提供します。

2 生涯学習情報提供・相談体制の充実

様々な学びに必要な情報を容易に入手できるよう、提供体制を整えます。また、学習者と学習情報のマッチングや資料の検索支援など、市民が望む学びが実現するための学習相談機能を高めます。

3 課題解決型の学習活動の促進と人材の育成・活用

課題解決を目指した社会教育機会を提供するとともに、地域づくりの担い手となる人材の育成や市民の自主性の醸成を図ります。また、生涯学習ボランティア講師登録制度の充実と活用の促進を図ります。

4 多様化する学習ニーズへの対応と個性に応じた学びの場の創出

各種情報メディアやICTを積極的に活用するほか、個性に応じた学びの場を拡大するなど、多様化する学習ニーズに対応します。

5 生涯学習・社会教育施設の適正な維持更新と機能充実

予防保全に取り組み施設の長寿命化に努めながら、地域活動や多様な学びの拠点である施設として期待に応えられるよう、施設機能の充実を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
ふるさとづくり 出前講座件数	市民団体・グループへ出前講座として市や公共機関、団体等の職員を派遣した件数	198 件 (令和元年度)	205 件
生涯学習ボラン ティア登録数	地域の生涯学習指導者として登録しているボランティアの数(個人、企業・団体)	個人 90 件 企業・団体 7 件 (令和元年度)	個人 100 件 企業・団体 10 件
向井千秋記念子 ども科学館利用 者数	子ども科学館の入館者数及びプラネタリウム観覧者数	入館者 65,275 人 観覧者 25,618 人 (平成27~30年 度の平均値)	入館者 65,200 人 観覧者 26,500 人
図書館資料延べ 貸出点数	図書館資料の延べ貸出点数	227,537 点 (令和元年度)	228,500 点
生涯学習活動の 充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度 (学習機会、公民館活動など)	36.4% (令和元年度)	42.4%

施策目的

地域の歴史や伝統、芸術や文化に誇りをもち、魅力ある文化を育み、心豊かに暮らせるまちになる

- 1 優れた芸術文化にふれる機会の創出と、市民の主体的な芸術文化活動の促進
- 2 自然や歴史と調和した新たな芸術文化活動の創造
- 3 地域に残る里沼をはじめとする歴史文化に誇りと愛着を持ち、当事者として自ら活動できるシビックプライドの醸成
- 4 歴史文化や文化財の持つ魅力を市内外へ発信及び交流人口の増加
- 5 文化財を保護・継承するための仕組みづくり

現状と課題**1 質の高い魅力ある文化創造**

地域の多様な文化資源を生かしながら、質の高い魅力ある文化の創造を継続・発展させていく仕組みづくりが求められています。

2 歴史文化を生かした地域づくり

市民の歴史文化への関心が薄れつつあるため、歴史文化を生かした地域づくりが求められています。

3 文化財保護の担い手の減少

価値観の多様化や人口減少の進行とともに、文化財保護の担い手が減少しているため、新たな担い手の育成と文化財保護の継続・発展が求められています。

4 文化財の面的活用の必要性

文化財などは、歴史的遺産として個別に点として指定することで保存されてきましたが、個々の歴史的遺産をストーリーとしてつなぐことで、面的に活用するとともに、魅力を発信する必要があります。

施策の方向**1 芸術文化活動の拠点施設の充実**

芸術活動や文化活動の拠点となる施設の充実を図ります。

2 芸術文化活動の推進

市民が優れた芸術を鑑賞する機会を充実させるとともに、芸術文化活動の機会の提供や支援を行い、新たな芸術文化の創造に努めます。

3 郷土の歴史文化を学ぶ機会の充実

郷土の歴史や文化について、市民が学び興味を持つ機会の充実を図ります。

4 歴史文化の活用

学習や観光、産業の振興など、歴史文化の魅力をまちづくりの様々な分野で生かします。

5 文化財の保護・継承環境の整備

文化財の保護・継承に必要な施設や設備、制度を市民とともに整備します。

6 日本遺産を活用した地域の魅力発信や環境整備

日本遺産認定に伴い、郷土の歴史文化の魅力を発信し、観光・産業振興などの分野に生かせるよう環境整備をします。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
芸術文化施設における市民1人当たり年間利用回数	文化会館、三の丸芸術ホールにおける市民1人当たりの年間利用回数	2.5回 (令和元年度)	2.5回
歴史文化施設における市民1人当たり年間利用回数	第一資料館、第二資料館、田山花袋記念文学館における市民1人当たりの年間利用回数	0.3回 (令和元年度)	0.3回
文化活動の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度 (文化・芸術、伝統文化、地域活動など)	30.5% (令和元年度)	36.5%

施策目的

スポーツを生活に取り入れ、誰もがスポーツを楽しめるまちになる

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の場の拡充と、目的やライフスタイルに合わせた主体的なスポーツへの取組の増加
- 2 スポーツ施設を快適に利用できる環境の整備と、スポーツ指導者の育成によるスポーツ環境の充実
- 3 競技スポーツ人口の増加と、スポーツ競技力の向上

現状と課題

1 スポーツニーズの多様化

スポーツなどに取り組む市民ニーズの多様化により、地域や仲間などと、身近なところでスポーツを楽しめる機会の提供や環境づくりが求められています。

2 スポーツ活動の活性化

スポーツの普及振興を図るためには、スポーツ団体及び地域の活動が活発に行われることが必要であるとともに、それを支える指導者の人材確保並びに育成が必要です。

3 競技スポーツの振興

スポーツの競技人口を増やすためには、選手の競技力向上のための環境づくり並びに指導者の養成が必要です。

4 安全安心なスポーツ施設

多くの市民や競技者が安全かつ安心してスポーツ施設を利用できる環境が求められています。

施策の方向

1 スポーツ環境の充実

スポーツに対するニーズの把握に努め、体力・目的に応じて誰もが気軽にスポーツを楽しめる事業及び環境づくりに取り組みます。

2 スポーツ活動への支援

スポーツ団体及び地域の主体的な活動が促進されるよう指導者の養成並びに育成を図り、自立を支援します。

3 競技スポーツの推進

競技性の高いスポーツ大会の開催及び県民スポーツ大会などへの選手派遣等の環境整備を図るとともに優れた競技指導者の養成を図ります。

4 スポーツ施設の適正管理

安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう、適切な維持管理を行うとともに、設備の充実を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
週1回以上のスポーツ実施率	週に1回以上スポーツに取り組んでいる人の割合	31.3% (令和元年度)	50.0%
各種スポーツ教室への参加者数	各種スポーツ教室への参加者数	706人 (令和元年度)	1,000人
スポーツ施設に関する満足度	市民が安心してスポーツに親しめる施設づくりへの満足度	45.3% (令和元年度)	50.0%

【経済と都市】

基本目的Ⅳ 都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち

施策目的

新しい産業と既存産業が調和して発展するまちになる

- 1 企業誘致の推進による新たな企業の進出
- 2 ニーズを踏まえた支援による既存企業の市外移転の防止
- 3 企業の進出や拡大による雇用機会の創出
- 4 新商品や新サービスの創出、経営の安定、競争力の向上による企業・事業所の売り上げの増加

現状と課題

1 産業用地の不足

企業誘致に必要な用地の在庫がなく、既存企業の拡張ニーズに応えられないため、新たな産業団地などの整備が求められています。

2 新たな雇用と税収の獲得

新たな雇用や税収増加のため、企業の誘致や拡張が求められています。

3 後継者の不足

事業主の高齢化、後継者不足のため、新たな担い手が必要です。

4 人手の不足

人手不足であることから、労働者にとって魅力ある会社が求められています。

5 売り上げの減少

売上が減少していることから、企業などの連携により各分野のノウハウを生かし、新たな商品・技術・事業の創出や販路の拡大が求められています。

6 生産活動のグローバル化

生産活動のグローバル化が進んでいることから、競争力向上が必要です。

7 設備の老朽化

老朽化している事業所の設備に対して、設備の効率化や省力化が求められています。

施策の方向

1 新規団地の造成と拡張

企業の立地ニーズに応じて、農業的土地利用との調和を図りながら、新規団地造成と既存団地の拡張を推進します。また、次代の産業団地等適地の選定に向けた検討・調整を進めます。

2 企業の誘致・拡張の推進

企業にとって本市への進出が魅力的なものとなるよう、市内企業の拡張・市外企業の新規立地ニーズの把握に努めるとともに、立地優位性の積極的なPRや優遇制度の検討を進めます。

3 企業の連携・事業承継の支援

担い手不足の解消のため、多業種によるマッチングフェアなどへの参加や企業情報の共有を推進し、企業間の連携、M&A（合併と買収）などが継続できるよう、関係機関とともに事業承継を支援します。

4 産学官連携の推進

新たな商品・技術・サービスの創出によるものづくりへの関心を高め、雇用拡大につなげるよう、工業・商業・農業と高校・大学などの教育機関、金融界の連携を推進します。

5 経営の支援

経営の安定や競争力の向上のため、事業所の経営診断を積極的に推進し、制度融資の充実及び新製品・新技術の開発、企業力アップ、販路拡大、事業マッチング、情報提供、経営相談などの支援を行います。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
企業立地及び設備投資件数	新設企業及び既存企業の設備投資実施件数	4件 (平成30年度)	(累計) 28件 (令和元年度～7年度)
従業員1人当たりの付加価値額	製造業を営む事業所の従業員1人当たりが一定期間に生み出した価値の額	1,194万円 (平成30年度)	1,230万円
製造品出荷額等	企業の1年間の製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の出荷額の合計	2,842億円 (平成30年度)	2,845億円
企業誘致・起業の振興の満足度	市民アンケート調査の満足度 (新規企業誘致、起業など)	11.3% (令和元年度)	17.3%
商工業の振興の満足度	市民アンケート調査の満足度 (経営改善、跡取り、担い手など)	6.7% (令和元年度)	12.7%

施策目的

事業者が元気で活力のあるまちになる

- 1 技術を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の増加
- 2 アントレプレナーの活躍と遊休不動産の活用
- 3 たてばやしブランドの構築と地域経済の活性化

現状と課題

1 消費者ニーズの多様化

大型店・チェーン店の増加やインターネット通販の推進により、消費者の行動圏が拡大し、まちなかの購買力が低下しています。このような時代の変化に伴い、キャッシュレス決済の導入やインバウンド集客など、消費者ニーズに対応した店舗づくりが求められています。

2 商店街の衰退

モータリゼーションの進展や消費者のライフスタイルの変化などを背景に、商店の集客力低下や顧客離れによる売り上げ減少、店主の高齢化や後継者不在による空き店舗の増加など、商店街が衰退しています。このため、技術を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の集積や稼ぐ力、遊休不動産の有効活用が求められています。

3 たてばやしブランドの向上

日本遺産認定を契機に小麦や川魚などの食文化を発信する機会ができました。地域内外に向けた「たてばやしブランド」の構築やブランド力の向上により、地域経済の活性化が求められています。

施策の方向

1 技術と個性がある商店の集積

公民連携を推進して、技術と個性がある商店の集積に取り組み、エリアの価値を高めます。

2 アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用

まちの当事者となって活躍するアントレプレナーを発掘・育成し、遊休不動産を活用することによって地域の稼ぐ力や価値を高めます。

3 経営の支援

専門家の助言など外部評価により、商店の強みを生かした商品・サービスを提供することによって消費者に選ばれる店舗づくりを支援します。また、消費者の利便性向上のため、キャッシュレス決済の導入やインバウンド集客、ICTなどを活用した経営を支援します。

4 たてばやしブランドの構築と認知度の向上

地域の特性や風土、歴史と文化に基づくたてばやしブランドの商品を開発、地域内外に広めることによって、商店の売り上げ増加と地域経済の活性化を推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
小売業・卸売業の1店舗当たりの年間商品販売額	小売業・卸売業の年間商品販売額を小売業・卸売業の商店数で割った額	337 百万円 (平成 28 年度)	340 百万円
商店店舗診断件数	商店店舗診断を受けた商店の数	2 件 (令和元年度)	(累計) 14 件 (令和元年度～7 年度)
遊休不動産の利活用件数	市の事業（創業・リノベーションまちづくり・空き店舗情報システム）によって、遊休不動産が常設店舗やイベント利用された件数の合計	2 件 (令和元年度)	(累計) 14 件 (令和元年度～7 年度)
買物の便利さ、まちなかのにぎわいの満足度	市民アンケート調査の満足度（商店、スーパーなど）	28.5% (令和元年度)	34.5%
商工業の振興の満足度 ※再掲	市民アンケート調査の満足度（経営改善、跡取り、担い手など）	6.7% (令和元年度)	12.7%

施策目的

生き生きと安心して働ける環境が整ったまちになる

- 1 若年層の地元就労の促進による、企業が求める人材の確保
- 2 多様な人材が、その能力や適性に応じて働くことができる環境
- 3 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても健康で豊かな生活を送れる環境
- 4 勤労者の生活が安定し、安心できる暮らし

現状と課題

1 若年層の市外流出

進学や就職に伴って若年層が市外へ流出する傾向にあるため、企業が若い人材を安定的に確保できるように、地域への定着・還流を促進する必要があります。

2 労働力人口の減少

少子高齢化の進展により労働力人口が減少しているため、女性や高齢者、障がい者など潜在的労働力の雇用拡大が求められています。

3 ワーク・ライフ・バランスの必要性

仕事と生活を両立できるように、社会全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現していく必要があります。

4 勤労者の生活不安

勤労者が安心して生活できるように、勤労者向けの融資制度を維持していく必要があります。

施策の方向

1 若年層の市内就職の促進

市内企業の魅力を知ってもらい、企業に対する関心を高めるとともに、学校のキャリア教育と連携して、若年層の市外流出防止とU Iターンなど就職を促進します。

2 雇用の促進

働く意欲のある全てのかたが、性別や年齢、障がいの有無、国籍などを問わずその能力を発揮できるように、公共職業安定所や県、商工会議所などの関係機関と連携し、働きやすい職場環境整備など雇用環境の向上を図るとともに、個性に合った就労支援に努めます。

3 ワーク・ライフ・バランスの趣旨普及と取組促進

国や県などと連携して労働関係法令やワーク・ライフ・バランスに係る周知に努め、ICTなどを活用した多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向けて、市民の理解や企業・事業所などの主体的な取組を促進します。

4 勤労者向け融資制度の維持

勤労者を対象とした住宅資金や生活資金の融資制度を維持し、セーフティネットの役割を果たしていきます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
企業ガイダンス参加者数	企業ガイダンスを利用した方の数	507人 (平成30年度)	(累計) 2,500人 (令和3年度～7年度)
UIターン支援奨励金の受給労働者数	UIターン支援奨励金の支給を受けた対象労働者の数	46人 (令和元年度)	(累計) 200人 (令和3年度～7年度)
労働環境の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度 (勤労者支援、ワーク・ライフ・バランスなど)	9.8% (令和元年度)	15.8%

施策目的**安全で魅力ある農産物を安定して提供できるまちになる**

- 1 農地の集積・集約化、農業経営規模の拡大や農用地の利用促進による耕作放棄地の発生防止・解消
- 2 農産物のブランド力向上、作業の省力化による効率的で安定的な農業経営
- 3 「食」に関する市民の意識向上による地産地消の拡大

現状と課題**1 農業の担い手不足と耕作放棄地の増加**

農業従事者の高齢化や後継者不足、新規就農者の減少などにより耕作放棄地の増加が予想されます。担い手の育成及び作業効率向上のための農地の集積・集約化や基盤整備の推進が求められています。

2 農業の弱体化

少子高齢化や情報通信技術の高度化による食生活と物流体制の変化に伴い、農産物価格や収益性が低下するなど、農業経営の弱体化が危惧されています。これらの改善に向けて、付加価値が高い農産物の生産やコストを軽減した収益性の高い農業経営が求められています。

3 食に対する関心の高まり

食の安全に対する関心が高まる中、消費者が安心して購入できる新鮮で高品質な農産物の安定供給や、環境に配慮した農業の取組が求められています。

施策の方向**1 営農環境の整備**

地域における農業において、中心的な役割を果たす農業者（中心経営体）を決め、地域自らの話し合いによって解決する体制づくりを推進します。また、基盤整備による農地の集積・集約化や新たな担い手の育成を図るなど、営農環境を整備します。

2 付加価値の向上と効率化

市内で生産される農産物の付加価値を高めるために、農商工連携や6次産業化、有機農業や自然農法など多様な農家・農業法人の取組への支援により、農産物のブランド化及び販路拡大を推進します。また、農業の効率化に向けてICTなどを活用したスマート農業の推進を図ります。

3 食に対する意識の向上

消費者のニーズに応じて、安全安心でおいしく新鮮な農産物づくりを推進します。また、「食と農」をテーマとした交流事業などを通じて、地産地消、食育などに対する市民意識の向上を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
担い手の農地利用集積状況	耕地面積の内、担い手へ集積された農地面積の割合	58.2% (令和元年度)	65%
農業産出額	農業生産活動による最終生産物の総算出額（耕種、畜産、加工農産物）	59.5億円 (令和元年度)	61億円
農用地利用集積面積	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権及び農地中間管理事業法に基づく中間管理権の設定された農地の面積	840ha (令和元年度)	1,020ha
荒廃農地面積	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作物では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地の面積	35ha (令和元年度)	17ha
農林業の振興の満足度	市民アンケート調査の満足度（担い手の育成、生産性の向上、農地の整備など）	8.5% (令和元年度)	14.5%

2 1 観光

施策目的

多くの人から愛される活力と魅力あふれるまちになる

- 1 多様な観光客への対応や自治体間の連携強化により交流人口の拡大につなげ、地域経済を発展
- 2 関係者と連携した本市ブランド力の増大による、シビックプライドの醸成
- 3 花の季節以外のイベント開催など、公園施設の有効活用
- 4 貴重なつつじの古木群が大切に守られ、普及啓発を図りながら後世に継承

現状と課題

1 地域経済の停滞

人口減少による地域経済の停滞から地域再生を実現するためには、交流人口の拡大や地場産業の発展による地域活性化が必要です。

2 観光ニーズの多様化

観光客の志向や価値観は多様化しており、インバウンド対策も含め、時代に即した観光資源の変革や新しい観光資源の開発とその魅力の発信が求められています。

3 広域的な誘客活動

近隣自治体と観光資源の連携を図ることにより、広域的な誘客活動を推進することが求められています。

4 公園施設の新たな活用

回遊性を持った自然や歴史、文化の活用に加え、公園施設を活用した地域交流が求められています。

5 観光資源の継承

本市には、世界一のつつじの古木群があり、後世に継承し、大切に守っていくことが求められています。

施策の方向

1 観光資源の創出と活用

日本遺産の認定を契機に、ヌマベーションの考えの下、新たな観光資源の創出や歴史的資源を活用し、さらに磨きをかけて交流人口の拡大に取り組み、地域経済を発展させます。

2 多様な観光客への対応

里沼体感や産業観光、アニメツーリズムなどの様々な魅力ある観光資源を取り入れ、外国人を含む多様な観光客に楽しんでもらえるよう、観光分野でのICTやIoTなども活用しながら、受入体制の充実と時代を捉えた情報提供を行います。

3 連携によるブランドの発信

地域住民と観光に関係する事業者や団体が連携して、実効性のある取組により、館林のブランドを全国に発信するとともに、公民による広域での連携を強化し、広域観光周遊ルートづくりを目指します。

4 四季を通して愛される公園づくり

「つつじのまち」としてのPRを推進するとともに、四季を通じて公園をはじめとする公共空間の利活用を推進し、交流人口の拡大やにぎわいの創出を目指します。

5 観光資源の保護・保存・育成と普及啓発

樹齢800年を超えるヤマツツジの古木群など、貴重なつつじの保護、保存、育成に努め、併せて普及啓発を行います。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
観光客入込数	年間を通して花まつりや主な観光施設を訪れた観光客数	1,489,539人 (令和元年度)	1,650,000人
つつじまつり外国人訪問者数	つつじまつりの有料期間中につつじが岡公園に入園した外国人数	10,600人 (令和元年度)	12,000人
観光ボランティアガイドの登録者数	観光ボランティアガイドの登録者数	65人 (令和元年度)	80人
観光産業の振興の満足度	市民アンケート調査の満足度(観光資源の活用、PRなど)	15.1% (令和元年度)	21.1%

施策目的

人が集まり、市民自らがつくる、にぎわいと魅力あるまちになる

- 1 地方創生施策の推進による人口減少の緩和
- 2 空き家利活用の推進による空き家の有効活用
- 3 技術を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の増加
- ※再掲
- 4 アントレプレナーの活躍と遊休不動産の活用 ※再掲
- 5 適切な土地利用の規制・誘導による良好な市街地の形成
- 6 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
- 7 土地の区画形質の変更並びに道路や公園などの公共施設の整備による宅地利用の増進
- 8 市民協働での企画・実施による魅力的なイベントの開催

現状と課題**1 人口の減少**

本市の人口は、少子高齢化や東京圏への人口流出により、2005年をピークに減少し続けています。このため、人口減少に歯止めをかけることが求められています。

2 空き家の増加

人口減少や少子高齢化、若者の流出に伴い、市内の空き家が増加しているため、空き家の抱えるリスクへの理解と対策が求められています。

3 商店街の衰退 ※再掲

モータリゼーションの進展や消費者のライフスタイルの変化などを背景に、商店の集客力低下や顧客離れによる売り上げ減少、店主の高齢化や後継者不在による空き店舗の増加など、商店街が衰退しています。このため、技術を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の集積や稼ぐ力、遊休不動産の有効活用が求められています。

4 地域コミュニティ・都市機能の維持の困難

郊外のみならず、まちなかの居住地においても人口減少が進み、地域コミュニティや行政・医療・商業などの都市機能の維持が困難となることが予想されます。そのため、無秩序な市街地拡散の抑制とともに、地域に合った土地利用の検討を行い、良好な市街地の形成が求められています。

5 公共空間の利活用

街路空間を車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変することが求められています。

6 居住環境ニーズの変化

少子高齢化の進行や社会経済情勢が変化している中、高齢者や子育て世代などが住みやすく、安全で安心して快適に生活できる居住環境が求められています。

7 居住環境の改善

市街地の狭あいな道路の解消などが課題となっており、災害に強く、安全で安心して暮らせる居住環境の形成を図ることが必要です。

8 まちなかのイベントの衰退

まちなかを舞台としたイベントのにぎわいが、運営側の参加者の減少により縮小されつつあります。今後も継続・発展させるために、参加者の意識高揚が求められています。

施策の方向

1 地方創生施策の推進

人口減少の緩和と交流人口の拡大のために、移住定住の促進や婚活への支援など、魅力的な地域づくりを推進します。

2 空き家の利活用の推進

市内の空き家を有効活用するために、情報提供や支援など、利活用を推進します。

3 技術と個性がある商店の集積 ※再掲

公民連携を推進して、技術と個性がある商店の集積に取り組みます。

4 アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用 ※再掲

まちの当事者となって活躍するアントレプレナーを発掘・育成し、遊休不動産を活用することによって、地域の稼ぐ力や価値を高めます。

5 コンパクトシティの推進

交通インフラの強化により周辺地域との連携を図りつつ、人口規模に見合ったコンパクトシティを目指すため、立地適正化計画を推進してまちなかへ居住と都市機能を誘導します。

6 ウォーカブルなまちづくりの推進

まちのにぎわい再生に向け、移住定住促進などの人口減少対策、商業振興・観光施策及び都市機能をまちなかへ適正に誘導することと併せ、路地も含めた街路空間の利活用により、ウォーカブル(居心地が良く歩きたくなる)なまちなかの形成に努めます。

7 健全な市街地の形成

良好な居住環境の形成のため、土地区画整理事業などの推進により健全な市街地の形成に努めます。

8 市民協働によるまちづくり

地域性や独自性を生かし、市民がイベントを企画、運営できるよう自立した組織づくりを推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
居住誘導区域の人口密度	立地適正化計画に定める居住誘導区域内の人口密度	39人/ha (平成27年度)	39人/ha
空き家バンク利活用件数	空き家バンクに登録された空き家の利活用件数	2件 (令和元年度)	(累計) 10件 (令和3年度～7年度)
遊休不動産の利活用件数 ※再掲	市の事業(創業・リノベーションまちづくり・空き店舗情報システム)によって、遊休不動産が常設店舗やイベント利用された件数の合計	2件 (令和元年度)	(累計) 14件 (令和元年度～7年度)
買物の便利さ、まちなかのにぎわいの満足度 ※再掲	市民アンケート調査の満足度(商店、スーパーなど)	28.5% (令和元年度)	34.5%

23 土地利用

施策目的

地域性に応じた土地利用ができているまちになる

- 1 適切な土地利用の規制・誘導による良好な市街地の形成 ※再掲
- 2 良質な宅地の確保と無秩序な市街地拡散の抑制
- 3 土地の境界や面積など登記簿と公図が正確に修正されることによる土地の保全や活用の促進

現状と課題

1 地域コミュニティ・都市機能の維持の困難 ※再掲

郊外のみならず、まちなかの居住地においても人口減少が進み、地域コミュニティや行政・医療・商業などの都市機能の維持が困難となることが予想されます。そのため、無秩序な市街地拡散の抑制とともに、地域に合った土地利用の検討を行い、良好な市街地の形成が求められています。

2 自然環境と都市機能の調和

自然や農地は、生活に憩いと安らぎを与えるだけでなく、環境保全や災害防止、生産機能という役割もあります。一方で、快適で豊かな生活を送るためには、道路や公園などの公共施設や、工業・流通需要の受け皿となる産業団地は欠かせません。自然環境や農地と都市機能との調和が求められています。

3 不明確な地籍

現在、法務局に備え付けられている登記簿と公図は、土地の境界や面積などが実態と異なる場合が多いため、是正が求められています。

施策の方向

1 コンパクトシティの推進 ※再掲

交通インフラの強化により周辺地域との連携を図りつつ、人口規模に見合ったコンパクトシティを目指すため、立地適正化計画を推進してまちなかへ居住と都市機能を誘導します。

2 地域に合わせた土地利用の検討

開発の進められた郊外や既存の集落については、地区計画制度などの地域に合わせた土地利用を検討します。

3 用途地域の見直し

用途地域については、指定用途に基づいた適正な土地利用を誘導しながら、土地の有効活用や産業振興などの需要に対する見直しを行います。

4 開発許可制度の運用

開発許可制度の運用により、調和の取れた土地利用を図ります。

5 適正な市街化区域の設定

都市計画を適切に定めて実現していくために、都市計画に関する調査によって得られた市街地の現況や産業需要の見通しに基づき、農業的土地利用との調和を図りながら、適正な市街化区域の設定に努めます。

6 地籍調査の推進

土地の保全と活用に資するため、地籍測量を計画的に進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
居住誘導区域の 人口密度 ※再掲	立地適正化計画に定める居住 誘導区域内の人口密度	39 人/ha (平成 27 年度)	39 人/ha
景観の美しさの 満足度	市民アンケート調査の満足度 (まちなみ、自然・農地の風景 など)	42.9% (令和元年度)	48.9%

施策目的

人や物が安全で快適に移動できるまちになる

- 1 円滑な交通の確保による市内の快適な移動
- 2 歩行者及び自転車などが安心して通行できる環境
- 3 公共交通ネットワークの充実による市民の移動手段の維持

現状と課題

1 交通混雑の解消

私たちが生活する上で、道路は人の移動や物流を支える重要な都市施設です。目的地への移動を円滑に行うためには、車依存の社会の進展による交通量の増加に伴う慢性的な混雑の解消が求められています。

2 交通弱者の増加

市内には道幅が狭く歩道もないなど、危険な箇所があります。高齢者などの交通弱者が増える中で、歩行者や自転車などに配慮した安全安心に移動できる道路空間が求められています。

3 交通ルールの遵守

市民一人一人が交通ルールを遵守し、交通事故防止を図ることが必要です。

4 公共交通ネットワークの再構築

住みやすく活力ある地域社会実現に向け、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの再構築が求められています。

施策の方向

1 幹線道路の整備

市内の幹線道路網を体系的に整備し、産業活動・観光振興・救急医療、防災など、拠点性を高めるための道路整備を推進します。

2 道路の利便性と安全性の向上

市内移動手段の利便性、安全性の向上のため、道路や橋りょうなどの整備と維持管理を行います。

3 移動の安全性の向上

歩行者や自転車などが快適に移動できるような道路整備を推進するとともに、安全対策に努めます。

4 連携による交通安全対策の推進

市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体が連携した総合的な交通安全対策を推進します。

5 移動環境の確保

地域の実情や移動ニーズに適切に対応できるよう、公共交通も含め多様な移動環境の整備を推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
路線バスの年間利用者数	路線バス8路線の利用者数	248,074人 (令和元年度)	300,000人
交通事故発生件数	館林市内の交通事故発生件数。現状値は平成31年1月～令和元年12月の実績値	283件 (令和元年)	280件 (令和7年)
市道の整備率	市道の実延長に対する改良済み延長の割合	38.4% (令和元年度)	39.1%
交通安全の対策の満足度	市民アンケート調査の満足度(意識啓発、交通安全施設などの整備)	28.0% (令和元年度)	34.0%
道路網の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度(国道、県道、市道など)	36.4% (令和元年度)	42.4%
公共交通の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度(鉄道・バスなど)	17.9% (令和元年度)	23.9%

25 居住環境

施策目的

快適な居住環境で暮らしやすいまちになる

- 1 市民の誰もが安心して快適に暮らせる住まいの確保
- 2 土地の区画形質の変更並びに道路や公園などの公共施設の整備による宅地利用の増進 ※再掲
- 3 空き家利活用の推進による空き家の有効活用 ※再掲
- 4 安全安心な水の安定的供給
- 5 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 ※再掲

現状と課題

1 居住環境ニーズの変化 ※再掲

少子高齢化の進行や社会経済情勢が変化している中、高齢者や子育て世代などが住みやすく、安全で安心して快適に生活できる居住環境が求められています。

2 居住環境の改善 ※再掲

市街地の狭あいな道路の解消などが課題となっており、災害に強く、安全で安心して暮らせる居住環境の形成を図ることが必要です。

3 空き家の増加 ※再掲

人口減少や少子高齢化、若者の流出に伴い、市内の空き家が増加しているため、空き家の抱えるリスクへの理解と対策が求められています。

4 水の持続可能な供給

他市町や組合等と広域連携するなど、生活圏の拡大を踏まえ、水の持続可能な供給が求められています。

5 公共空間の利活用 ※再掲

街路空間を車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変することが求められています。

施策の方向

1 良質な住宅の供給

住宅に困窮する低額所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定の確保が図れるように、既存住宅のストックの有効活用や効率的な維持管理を推進し、良質な住宅の供給を行えるよう努めます。

2 健全な市街地の形成 ※再掲

良好な居住環境の形成のため、土地区画整理事業などの推進により健全な市街地の形成に努めます。

3 空き家の利活用の推進 ※再掲

市内の空き家を有効活用するために、情報提供や支援など、利活用を推進します。

4 群馬東部水道企業団との連携強化

安全安心な水の安定的供給のために、群馬東部水道企業団との連携を強化します。

5 ウォーカブルなまちづくりの推進 ※再掲

まちのにぎわい再生に向け、移住定住促進などの人口減少対策、商業振興・観光施策及び都市機能をまちなかへ適正に誘導することと併せ、路地も含めた街路空間の利活用により、ウォーカブル(居心地が良く歩きたくなる)なまちなかの形成に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
空き家バンク利 活用件数 ※再掲	空き家バンクに登録された空 き家の利活用件数	2件 (令和元年度)	(累計) 10件 (令和3年度～ 7年度)
西部第一南土地 区画整理事業 事業進捗率(事 業費ベース)	総事業費のうち執行済事業費 の割合	90.6% (令和元年度)	94.0%
西部第一中土地 区画整理事業 事業進捗率(事 業費ベース)	総事業費のうち執行済事業費 の割合	89.7% (令和元年度)	93.0%
西部第二土地 区画整理事業 事業進捗率(事 業費ベース)	総事業費のうち執行済事業費 の割合	44.9% (令和元年度)	51.9%
上水道の整備の 満足度	市民アンケート調査の満足度 (安全安心な水の安定供給な ど)	67.7% (令和元年度)	73.7%
情報基盤の充実 度の満足度	市民アンケート調査の満足度 (インターネット環境など)	22.1% (令和元年度)	28.1%

施策目的

花と緑に囲まれ、憩いと安らぎのあふれた、ガーデンシティと言われるまちになる

- 1 災害時における避難場所として活用できる防災機能を備えた公園
- 2 時代の変化やそれぞれの目的、地域の特性を生かした独自の顔を持つ、市民が集まり利用される公園
- 3 憩いと安らぎの場として、市民が快適に過ごすことができる公園・緑地
- 4 市民と行政が協力し、花と緑のつながりを広げることによる、人々が自然に親しめる空間の確保
- 5 平地林や古木など豊かな自然が守られ野鳥がさえずり、心の潤いや癒しを与える、市民にとってかけがえのない良好な環境

現状と課題**1 公園・緑地の新たな活用**

公園・緑地などは、市民生活に密着した施設であり、災害時の緊急避難場所として重要な役割を担っています。また、利用者の多様化したニーズや地域の特性に合わせた公園づくりが求められています。画一的に整備された公園施設は、機能の再編や対策が必要です。

2 公園・緑地の周辺環境への対策

市街地整備に合わせて造られた公園・緑地では、樹木が巨木化したことで、周辺環境への対策が求められています。

3 緑地の減少

地球温暖化や害虫被害により、貴重な緑が失われていることから、緑地を保全していく取組が必要です。

施策の方向**1 公園の災害時活用の検討**

災害時には、公園や緑地は緊急避難場所となります。災害時を想定し、活用できるよう対策を講じます。

2 公園・緑地の魅力の向上

公園や緑地の更なる魅力向上のため、多様なニーズへの対応をします。また、それぞれの目的、地域の特性・全体的なバランスを考慮した機能の再編や対策を講じます。

3 適切な緑の管理

周辺の住宅などに配慮しながら、憩いと安らぎの場としての機能を保ちつつ、適切な緑の管理を行います。

4 市民協働による緑化推進

花と緑に親しみを覚え、緑豊かな自然と人が共生できるガーデンシティを目指し、市民と協働で緑化を推進します。

5 緑地の保全

市街地内に残る平地林や古木は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境です。緑地には、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する重要な役割があるため、今後も継続して保全するとともに、花と緑豊かな都市環境の形成に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
公園・緑地など 緑の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度	50.2% (令和元年度)	56.2%

【行政経営】

基本目的Ⅴ 公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち

27 市民協働

施策目的

市民と行政が共創して発展できるまちになる

- 1 市民一人一人が主体的に地域活動に参加し、地域力を向上
- 2 市民協働により地域に活力が生まれるまちづくりの推進

現状と課題

1 地域社会の希薄化

都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域の連帯意識が年々希薄化しています。

2 市民と行政が連携した課題解決

市民と行政は、それぞれの役割と責任を自覚し、地域課題の解決のため、いかに連携できるかが課題になっています。

施策の方向

1 地域活動の活性化

地域力向上を図るため、地域が主体的に行う地域活動を支援し、地域の連帯意識の高揚に努めます。

2 市民協働の推進

市民協働の必要性を啓発するとともに、まちづくりを担いコーディネーター的役割を果たす人材等の育成、また、ボランティアや市民活動団体の活動を支援します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
市民活動に関する問合せ件数	ボランティアやNPOなどに関する問合せ件数	67件 (令和元年度)	80件
まちづくり(市民と行政との協働・共創など)の活発さ・充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度(満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)	17.5% (令和元年度)	23.5%

施策目的

市民一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して平和に暮らせるまちになる

- 1 平和の尊さに対する市民の理解促進
- 2 人権尊重の意識が生活の中に定着するなど、住みよさを向上
- 3 性別にかかわらず、誰もが自分らしい生き方を選択できるまちづくりの推進
- 4 多文化共生の地域づくりによる、誰もが安心した暮らしの実現

現状と課題

1 戦争歴史の風化

日本が終戦を迎えて70年以上が経過しています。戦争体験者が年々減る中、若い世代へ戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくことが必要です。

2 差別や偏見のない社会

人権課題への取組が進む中、社会の変化に伴う新たな課題も生じています。差別や偏見のない人権が尊重される社会を目指し、継続的な取組が必要です。

3 男女共同参画社会への対応

男女共同参画に向けた取組が徐々に効果をあげている中、あらゆる分野における男女共同参画推進のため、継続的な取組が必要です。

4 多文化共生社会への対応

外国人住民の増加により様々な国籍や文化が混在し、価値観が多様化している中、お互いを理解し、支え合う多文化共生社会への対応が求められています。

施策の方向

1 恒久平和への意識高揚

平和な社会をめざし、恒久平和への意識を高める啓発活動を推進します。

2 人権尊重理念の啓発

「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、社会の変化にも対応しつつ、人権が尊重される社会を実現するため、人権尊重の理念を啓発します。

3 男女共同参画の推進

性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現を推進します。

4 多文化共生の地域づくり

文化や習慣の違いを認め合い、近隣の住民同士の良好な関係を築けるよう、相互理解の機会提供及び地域や関係団体の理解や協力により、あらゆる場面で多文化共生の地域づくりを推進します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
国際交流協会個人会員数	国際親善や多文化共生を支援する国際交流協会の個人会員数	234人 (令和元年度)	250人
国際交流関係事業の参加者数	市及び国際交流協会が主催する国際交流関係事業に参加する日本人及び外国人の人数	472人 (令和元年度)	600人
人権尊重(人権尊重、男女共同参画など)の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度(満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)	18.3% (令和元年度)	24.3%

施策目的

時代に対応できる自立した持続可能なまちになる

- 1 長期ビジョンにのっとり、市民とともに進める持続可能な行政の経営
- 2 限られた財源と資源を最大限に活用するなど、効率・生産性の向上
- 3 人口減少や災害対策、環境問題など、広域化する行政課題に対する近隣市町と連携した的確な対応
- 4 公共施設等の適正な配置や財政負担の軽減・平準化を図り、行政サービスの水準を確保
- 5 市税の適正公平な課税・徴収に努めるとともに、自主財源の確保を見込める方法の情報収集や取組により税外収入も確保
- 6 政治や選挙への関心を高めることにより、多くの市民が投票に参加
- 7 社会環境の変化に対応できる人づくりの推進

現状と課題

1 中長期ビジョンの策定

多様化する市民ニーズに対応するため、市の方向性を示すビジョンが求められています。

2 公民連携の必要性

地域の特性を生かした魅力ある地域社会を形成し、公民連携した質の高い公共サービスの提供が求められています。

3 不安定な財源と財政需要の拡大

少子高齢化の進展に伴い、市税等の安定した財源確保が厳しくなる一方、社会保障費などの財政需要が増大しているため、確実な財源確保の取組と健全な財政運営の継続が求められています。

4 公共施設等の老朽化と必要性

財政状況が厳しさを増す中、公共施設等の老朽化対策は大きな課題となっています。更に、少子高齢化や人口減少などの進展により、今後、公共施設等は必要性を踏まえた適正な配置を検討していく必要があります。

5 広域的な課題

市民の生活圏や経済活動が広域化し、行政区域を越えた連携が求められています。

6 投票率の低下

各種選挙における投票率は低下傾向にあることから、継続して啓発活動を実施していく必要があります。

7 公平公正な監査

厳しい財政状況を踏まえた効率的・効果的な事務事業が執行されているかについて、公平公正に監査することが求められています。

8 事務の省力化・効率化

行政改革が進められる中、省力化、事務の効率化が求められています。

9 環境の変化に対応できる職員の育成

行政を取り巻く環境の変化に対応するため、職員の能力開発、意欲向上を図ることが必要です。

施策の方向

1 総合計画及び総合戦略の着実な実施

総合計画及び総合戦略を着実に実施するため、PDCAサイクルを基本とした、効果的な評価と進捗管理を行い、成果志向、目的志向に沿った柔軟な事業を展開します。

2 行政改革の断行

民間の優れた手法を取り入れ、変化する時代に的確に対応した行政改革を実施します。また、効果的、効率的な組織機構の改革や定員管理を実施します。

3 公民連携の推進

PPPなど公民連携を図り、質の高い公共サービスを提供します。

4 近隣市町との連携

広域的な課題を解決するため、引き続き近隣自治体や関係団体との連携を図ります。

5 財政運営の健全化

財政の健全性を確保するため、自主財源の確保や各種事業の見直しを進めます。また、中長期的な視点に立った財政運営を推進します。

6 公共施設等の最適化

変化する市民ニーズを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新・統合・長寿命化を推進します。

7 自主財源の確保

適正かつ公平な市税賦課により税財源を確保するとともに、ふるさと納税や命名権、基金の債券運用などのほか、クラウドファンディング（用語解説）など新たな取り組みにより税外収入を確保します。また、収納率向上のため納税啓発や催告、口座振替を推進し、納税者の期限内納付に努めます。

8 適正な選挙事務の執行

法令順守を徹底し、適正かつ公平・公正な管理執行に努めます。

9 適切な監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意して監査を実施します。

10 ICT化の推進

ICTの活用によるさらなる効率化に取り組みます。

11 職員の人材育成

外部の研修機関への職員派遣、先取的な外部講師招聘など、多様な研修により職員の意識改革を行い、社会の変化に即応できる人づくりに努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
第六次総合計画 指標達成率	第六次総合計画の全指標の内、目標達成に向けて順調に推移している指標の割合。現状値は「令和元年度第五次総合計画アウトカム別指標実績報告書」の達成率の数値（平成30年度の実績を集計したもの）	56.8% (平成30年度)	80%
第七次行政改革 大綱の取組状況 割合	第七次行政改革大綱における、全推進計画の内、取組状況が、計画通り、計画以上、計画完了となる計画の割合。現状値は第六次行政改革大綱の最終実績値	70.0% (令和元年度)	100%
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、数値が低いほど財政運営に余裕（弾力性）があることを示している	96.8% (平成30年度)	94.5%
資金運用の総合 計額	基金運用の利子及び売却益の合計	500万円 (令和元年度)	(累計) 3,300万円 (令和2年度～ 7年度)
行政サービス (高品質・迅速・正確なサービスなど)の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）	21.1% (令和元年度)	27.1%
行財政(組織や事務事業などの見直し、健全な財政など)の運営の満足度	市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）	16.8% (令和元年度)	22.8%

施策目的

市政の透明性を高め、誰もがまちへの愛着と誇りのあるまちになる

- 1 積極的な情報発信による市民と行政の情報共有
- 2 市民が必要な時に必要な情報を得られるような情報共有の推進
- 3 入札契約情報を発信するなど、法令遵守を徹底し、公正性・透明性の確保

現状と課題

1 情報発信ツールの多様化

市民の意見や要望を市政に反映させるため、積極的な広聴に努めるとともに、広報紙やホームページなどにより効果的な広報が求められています。

2 シビックプライドの醸成

市が直面している状況や課題などを共有し、市政への積極的な参画やシビックプライドの醸成を図ることが求められています。

3 市政情報の共有化

人々が住みたくなる魅力的なまちを市民と共につくるためには、市政に関する様々な情報を市民と共有することが必要です。

4 入札制度の透明性

入札契約に関する公正性・透明性が求められています。

施策の方向

1 市政情報の提供と共有

多様なメディアの活用により積極的に情報発信するとともに、誰もが提供された情報や機能を支障なく利用できるようにすることで、市民と行政が互いに情報共有を図り、地域課題が解決できるよう分かりやすく適切な広報活動に努めます。

2 市政情報の共有

市が保有する行政文書を適切に管理し、個人情報の保護に配慮した上で、市民へ積極的に公開することにより、市政情報の共有化を図ります。

3 公平な入札執行

法令遵守を徹底し、適正かつ公平な執行を行います。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
ホームページへのアクセス数	館林市公式ホームページの各記事にアクセスした年間件数	2,509,601件 (令和元年度)	4,015,361件
SNSのフォロワー数	館林市公式ツイッターのフォロワー数	1,520人 (令和元年度)	4,520人
住民参加(広報・広聴活動、参加機会、情報公開など)の充実度の満足度	市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)	25.5% (令和元年度)	31.5%